

令和6年5月30日

西濃保健所長 様

主たる事務所の所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字 黒野645番地の1
医療法人の名称	医療法人 悠信会
理事長氏名	小森 裕文
電話番号	0585(34)1000

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債発行法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書



2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	小森内科ク リニック	2 1 1 2 6 0 0 9 3 3	岐阜県揖斐郡大野町大 字黒野6 4 5 番地の1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床0床 結核病床 0床
診療所	クリニック ラポール	2 1 1 2 6 0 1 2 9 5	岐阜県揖斐郡大野町大 字大野9 2 4 番地 1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設	介護老人保 健施設ラポ ール	2 1 5 2 6 8 0 0 6 8	岐阜県揖斐郡大野町大 字大野9 2 4 番地 1	入所定員9 5名 通所定員4 8名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
小森デイケア・リハビリセンター	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野6 4 8 番地の5	
小森内科居宅介護支援事業所	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野6 4 8 番地の5	
ラポールデイケア	岐阜県揖斐郡大野町大字大野9 2 4 番地1	
ケアプランセンター ラポール	岐阜県揖斐郡大野町大字大野9 2 4 番地1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月15日 令和4年度決算の決定

令和6年3月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式 26-3

法人名 医療法人 悠信会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県掛斐郡大野町大字黒野 6 4 5 番地の 1

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,583,681 千円
2. 負 債 額	838,918 千円
3. 純 資 産 額	744,762 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	571,651
B 固 定 資 産	1,012,029
C 資 産 合 計 (A+B)	1,583,681
D 負 債 合 計	838,918
E 純 資 産 (C-D)	744,762

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式26-1-3 (旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人 悠信会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野645番地の1

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	571,651	I 流動負債	134,865
現金及び預金	417,621	買掛金	11,036
事業未収金	147,534	短期借入金	0
たな卸資産	2,968	未払費用	115,061
未収入金	4	未払法人税等	0
前払費用	4,264	未払消費税等	302
貸倒引当金	△800		
その他の流動資産	59	仮受金	94
II 固定資産	1,012,029	預り金	8,371
1 有形固定資産	740,925		
建物	546,033	その他の流動負債	0
構築物	20,683	II 固定負債	704,053
その他の器械備品	42,406	長期借入金	704,053
車両及び船舶	7,721		
土地	124,080	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	0	負債合計	838,918
2 無形固定資産	2,623		
ソフトウェア	2,477	純資産の部	
その他の無形固定資産	145	科目	金額
3 その他の資産	268,479	I 資本金	10,000
有価証券	1,620	II 資本剰余金	0
保険積立金	233,879	III 利益剰余金	734,762
会員権	27,614	IV 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	5,366		
		純資産合計	744,762
資産合計	1,583,681	負債・純資産合計	1,583,681

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 26-2-1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人 悠信会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野 6 4 5 番地の 1

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		652,780
2 事業費用		
(1) 事業費	659,777	
(2) 本部費	98,276	758,054
本来業務事業損失		△ 105,273
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		272,957
2 事業費用		243,564
附帯業務事業利益		29,392
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 75,880
II 事業外収益		
受取利息	444	
その他の事業外収益	29,594	30,038
III 事業外費用		
支払利息	7,786	
その他の事業外費用	30,261	38,048
経常損失		△ 83,890
IV 特別利益		
固定資産売却益	572	
その他の特別利益	800	1,372
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	541	541
税引前当期純損失		△ 83,059
法人税・住民税及び事業税	2,925	
法人税等調整額	0	2,925
当期純損失		△ 85,984

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人 悠信会
理事長 小森 裕文 殿

私は、医療法人 悠信会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月17日
医療法人 悠信会
監事 加藤 寛

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。